

写

25消安第1210号

平成25年5月31日

関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局

畜水産安全管理課長

「EU向けに輸出される観賞魚用飼料に関する証明書の発行について」の一部改正について

「EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について」（平成23年3月31日付け22消安第10259号消費・安全局長通知。）において、別途定めることとしている放射性セシウムの検査を実施する場合のサンプリング方法、検査機関及び保管記録等については、「EU向けに輸出される観賞魚用飼料に関する証明書の発行について」（平成23年6月16日付け23消安第1678号畜水産安全管理課長通知）により対応しているところです。

今般、サンプリング方法及び検査機関等について、別途実施されている食品における対応に合わせることとし、別紙のとおり「EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について」として一部改正しましたので、御了知の上、貴会会員に周知願います。

別 添

サンプリング方法、検査機関及び保管記録等

1 サンプリング方法

(1) 測定用サンプル

測定用サンプルは、輸出する製品と同一ロット（全て同一の原料を使用し、同一の製造工程により連続して製造された製品の集合をいう。以下同じ。）の製品とする。ただし、小分けした日が異なる場合にあっては、小分け日毎に、製品の放射性物質への暴露状態が同一であったことが確認できるものに限りに、同一ロットとすることができる。

(2) サンプルの採取方法

(1) の測定用サンプルの採取については、放射性物質検査機関が、輸出される製品の中から当該機関の定める内部手続きに基づき行うことを基本とするが、やむをえず申請者等が採取する場合には、別途別紙1の確認書により確認する。

(3) サンプルに関する記録

輸出が完了するまでの間、検査機関宛ての検査依頼書の写しを保管する。

2 検査機関

(1) 検査機関は、農林水産省ホームページの「輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関について」

(http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/kensa_kikan.html)に掲載されている放射性物質検査機関とする。

(2) 検査結果

検査機関が発行する検査結果には、以下の事項が英文で記載されていることとする。

- ①検査依頼者名（輸出証明申請者と同一であること。）
- ②測定用サンプルの採取日
- ③測定用サンプル名称（品名、ロット番号等）
- ④検査日
- ⑤検査方法及び検出限界
- ⑥サンプル毎の放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）の含有量
- ⑦検査機関名

⑧検査責任者署名、検査機関印等

3 保管記録等

- (1) 1の(1)ただし書きに該当する場合は、小分け日毎に、製品の放射性物質への暴露状態が同一であったことが確認できる書類等
- (2) サンプル採取から輸出されるまでの間に、新たに放射性物質に暴露されないように管理されたことを確認できる書類等
- (3) 輸出する製品と放射性物質の検査をした製品が同一ロットであることを確認できる書類等

(別紙1)

確認書

平成 年 月 日

各地方農政局長
消費・安全局畜水産安全管理課長 } 殿

申請者 所在地
会社名
代表者

平成 年 月 日に、輸出品（商品名）から、放射性物質検査のため、〇〇〇〇〇（検査機関名を記載）の指示に従い、〇〇Kg（〇個）抽出して、平成 年 月 日〇〇〇〇〇に送付したことに相違ありません。